

令和7年労働災害発生状況（令和8年2月9日現在）

福島労働基準監督署

令和7年に当署管内において発生した労働災害による休業4日以上死傷者数は、2月9日現在の速報値で413人となり、前年の確定値と比較して27人（6.1%）減少しています。

業種別では、「製造業」、「建設業」、「運輸交通業」、「商業」、「清掃・と畜業」等において死傷者数が前年より減少した一方、「農林業」、「保健衛生業」、「接客娯楽業」等において増加しています。（表1参照）

事故の型別では、転倒災害が113件となり、前年より約19%増加している一方、墜落・転落災害は、91件となり、前年より約3%減少しています。（表2参照）

労働災害により亡くなられた方は2名となり、前年と同数となっています。（表3参照）

表1 業種別労働災害発生状況

業種別	年・程度別	令和7年(速報値)		令和6年(確定値)		対前年比	
		死亡	死傷者	死亡	死傷者	増減数	増減率(%)
全産業合計		2	413	2	440	-27	-6.1%
01	製造業小計	0	67	0	80	-13	-16.3%
	食品製造業	0	25	0	24	1	4.2%
	金属製品製造業	0	5	0	8	-3	-37.5%
	輸送用機械器具製造業	0	5	0	9	-4	-44.4%
02	鉱業小計	0	0	0	0	0	±0.0%
03	建設業小計	0	65	1	73	-8	-11.0%
	土木工事業	0	13	0	19	-6	-31.6%
	建築工事業	0	33	1	33	0	0.0%
	その他の建設業	0	19	0	21	-2	-9.5%
04	運輸交通業小計	0	45	1	48	-3	-6.3%
05	貨物取扱業	0	1	0	4	-3	-75.0%
06	農林業	0	19	0	12	7	58.3%
07	畜産・水産業	0	6	0	4	2	50.0%
上記以外の第三次産業小計		2	210	0	219	-9	-4.1%
08	商業	0	82	0	95	-13	-13.7%
11	通信業	0	5	0	3	2	66.7%
12	教育・研究業	0	10	0	7	3	42.9%
13	保健衛生業	0	53	0	46	7	15.2%
14	接客娯楽業	2	27	0	25	2	8.0%
15	清掃・と畜業	0	18	0	28	-10	-35.7%
17	その他の事業	0	13	0	11	2	18.2%

表2 事故の型別労働災害発生状況

事故の型別	年別	令和7年(速報値)	令和6年(確定値)	対前年比	
		死傷者	死傷者	増減数	増減率(%)
転倒		113	95	18	18.9%
墜落、転落		91	94	-3	-3.2%
動作の反動、無理な動作		48	61	-13	-21.3%
はさまれ、巻き込まれ		34	43	-9	-20.9%
交通事故(道路)		29	21	8	38.1%
切れ・こすれ		25	30	-5	-16.7%
上記以外		73	96	-23	-24.0%

※休業4日以上労働者死傷病報告による。

※新型コロナウイルス感染症り患による労働災害を除く。

表3 死亡災害概要

番号	発生日	業種	事故の型 起因物	災害発生状況
1 ・ 2	2月17日	旅館業	有害物等との接触 異常環境等	労働者2名と事業主1名が、源泉から温泉を引くパイプの清掃作業のために源泉に向かった翌日、パイプの点検口周囲に出来た雪洞内で3名が倒れているところを発見された。(労働者2名死亡)

○ 労働災害を防止するため、以下の点に留意してください

1. 墜落・転落災害の防止について

- ・高所作業を行わせる際には、足場等の作業床を設置してください。
- ・作業床には、墜落防止用の手すり等を設けてください。なお、手すり等については、労働者の身体を支持することができるものとしてください。
※作業床や手すり等の設置が困難な場合には、墜落制止用器具を使用させてください。
- ・トラックの荷台への移動には、昇降設備を設置・使用させてください。
- ・はしご・脚立については、事前に点検し適切な使用方法で作業を行ってください。



はしごを使う前に/
脚立を使う前に

2. 転倒災害の防止について

- ・つまづき・滑り等による転倒災害を防止するため、「照明の設置」、「段差の解消」、「滑りやすい床面の改善」等、設備的な対策を実施しましょう。
- ・労働者各自が「転びの予防 体力チェック」、「ロコチェック」を行い、自身の意識と実際の身体機能をチェックすることにより、自身の転倒リスクの認識を図りましょう。
- ・事業場において、「Sport in Life プロジェクト」サイトにおける運動実践プログラムを取り入れる等、身体機能の維持向上に努めましょう。



転びの予防
体力チェック



ロコチェック



Sport in life

3. 高齢労働者の労働災害防止について

- ・厚生労働省により令和8年2月に「高齢労働者の労働災害防止のための指針」(通称エイジフレンドリー指針)が公示され、同年4月1日に適用されます。
- ・高齢労働者の就労の実情を把握した上、「エイジフレンドリー補助金」を活用し、職場環境の改善を行う等、高齢労働者が安心して働ける環境づくりに取り組みましょう。



エイジフレンドリー
指針

4. 熱中症の予防について

- ・気象庁の予報によると、今年の夏も平年よりも気温が高くなるとの見通しが示されています。
- ・今年も、4月を準備期間、5月から9月までのキャンペーン期間として、「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。
- ・厚生労働省のホームページに掲載されている情報等を参照して、予防対策に取り組みましょう。



職場における
熱中症予防情報